

議会全員協議会での意見（26年9月1日開催）

◆意見 1

第5条が「聴取する機会」から「市民が議会審議に参加する機会」と非常に強い文言になっている。逐条解説の「市民の意見を議会活動に反映できるよう努めていきます」の表現が適切と考える。

議会審議に参加の文言だけを読むと直接市民が議員と一緒に席を並べて採決まで入るようにもとられかねない。会津若松市（公聴会や参考人制度を活用して市民等の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努める）や流山市（市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努める）など他市の条例を調べたが、議会審議に参加という強い表現はなかった。少し踏み込みすぎているのではないか。

他の条例を見ても「政策形成」というのが一番納得がいく。政策形成に対する意見聴取であって、議会審議では議案を審議するととられかねない。逐条解説まで読むのはまれで、実際は条文で判断するので、市民から議案審議に入りたいと言われた時、止める理由が見つからない気がする。

◆意見 2

前文及び第23条の「最高規範」については、議会における最高規範なので、当然ながら憲法、地方自治法を超えることはないと理解はしている。自治基本条例案の際の「最高規範」も憲法や基本構想を超えるのではないかという議論があって、削除を求めていた立場でもあった。当時の議論を聴いている市民にはこの部分を心配する方もいる。「法のもとに」とか「日本国憲法のもとに」「地方自治法のもとに」というような文言を加えるべきかなと思う。

◆意見 3

「市民の定義」については、この関係は前市長時代から関わってきて何時も「市民の定義」でもめることを体験してきた。日本国籍を有し、タックスペイヤーが基本と考える。市民に外国人を認めると参政権の問題などにも波及してしまうのではないかと思う。準市民（通勤・通学など）の意見を聴くことも重要だが、「市民の定義」は押さえておくべき。

少なくとも日本国籍を有しタックスペイヤーで我孫子市に関係があると、ある程度しばりを何処か（解説などでも）に入れておいていただけるとありがたい。

【要望・回答済み】

◆第2条の（4）の議員間討議は大変重要。実施については「どこで」、「誰が」議題などを決めるのか。

・今の段階では常任委員会が適当だろうと思う。委員長が委員の意見を聴き進めていく。

◆第6条第3項で定めるとしている実施方法（細則）は何時、どこが決めるのか。条例提案と同時に提出して欲しい。

・議会改革特別委員会で決めていく。条例提案時にセットで示したい。

◆通年議会については今後も検討していくのか。

・もう少し研究を続けていく